

賀川豊彦の社会思想とその実践及びその現代的展開

賀川豊彦の社会思想とその実践及びその現代的展開 ——協同組合論を中心にして——

川 上 周 三

本論文は、賀川豊彦の社会思想とその実践及びその現代的展開について考究することを目的としている。この目的に接近するために、本稿では、賀川豊彦の社会思想の源流、賀川豊彦の神の国論、賀川豊彦の社会発展段階論と協同組合論、賀川豊彦の協同組合国家論、賀川の世界国家論、賀川の思想の現代的展開という課題を設定した。

では、以下、設定した課題の順に論を展開してみよう。

1、賀川豊彦の社会思想の源流 —知行合一の信仰—

賀川豊彦の思想は、改革派信仰という思想的母体を持っている。賀川豊彦の思想的原点となったのは、アメリカの南長老派教会の信仰である。カルヴァン系の改革派教会をその思想的基盤としている。この宗派は、知行合一信仰を強調するところにその特徴がある。改革派信仰の基準となっている『ウエストミンスター信仰基準』には、その知行合一の信仰が明確に述べられている。例えば、「第10章1節」の「有効召命」の箇所では、以下のように述べられている。

「神が予定されたすべての人物を、そして彼らだけを、神は定めてよしとされる時に、神のみ言葉とみたまごで、生まれながらに置かれていた罪と死の状態から、イエス・キリストによる恵みと救いへと有効に召命するのをよしとされる。それは、神のことを理解するために、彼らの心を靈的に、また救拯的に照らすことにより、また彼らの石の心を取りさって、肉の心を与えることにより、彼らの意志を新たにし、その全能の力によって、善にむかって決断させることにより、また彼らをイエス・キリストへと有効に引き寄せ

ることによってである。しかも、彼らは神の恵みによって自発的にされて、最も自由にくるのである⁽¹⁾。」

また、「第 11 章 2 節」の「義認について」では、以下のように書かれている。

「このようにキリストとその義を受け、これにより頼む信仰が、義認の唯一の手段である。しかもそれは義とされる人物の中に孤立していることはなく、常にすべて他の救いの恵みを伴っており、かつ死んだ信仰でなく、愛によって働く⁽²⁾。」

ここでは、「善にむかって決断させること」という「善の行為の実践」や「愛によって働く信仰」という「愛の実践行為を伴う信仰」が強調されている。このように、カルヴァン派では、信仰とその実践行為とが切り離されではおらず、「信仰とその実践行為の結合」が真の信仰と考えられているのである。

賀川豊彦は、その生涯において、靈的な心の救いと具体的な社会的救済とを切り離して考えず、その結合を目指していたのである。救靈活動と救貧及び防貧活動の結合こそ、彼の基底に流れている信仰なのである。神戸新川地域における貧民救済の社会事業、労働者を救済するための労働組合運動、農民救済の農民組合運動、市民の相互扶助運動である生活協同組合運動を支えているのは、この知行合一の信仰なのである。賀川は、「愛によって働く信仰」を貫いた人なのである。彼の師である C・A・ローガン宣教師と H・W・マヤス宣教師から家族の一人のごとく愛されることにより、アメリカ南部の温かい愛の信仰を知り、それを生涯貫こうとしたのである⁽³⁾。「愛の人」賀川豊彦は、こうして生まれたのであるが、その信仰的バックボーンとなったローガン宣教師とマヤス宣教師の底に流れていた信仰もまた、彼らの信仰がカルヴァン派の信仰であることから、『ウエストミンスター信仰基準』の「有効召命」と「義認」において明確に示されている「愛の行為」を伴った「信仰と行為実践の一一致」の信仰だったと考えられるのである。

2、賀川豊彦の神の国論

賀川豊彦は、イエス・キリストの宗教には、神の国という社会理想の思想があり、その思想は、イエス・キリストの到来を決定的な時として考え、イ

エスの出現を世界史における転回点をなすものとして捉えるところにその特徴があると主張している。彼は、イエスと神の国について、次のように述べている。

「イエス・キリストの宗教は、個人宗教に終始せずして、今一つの大きな社会的理想を有つてゐる。即ち基督教には、二つの焦点がある——一つは、イエスと称する個性のうちで、尤も鋭い凸切ったものと、今一つは、神の国という社会理想である。それは、イエスの如き人になると共に、イエスの如き人の沢山集団した一つの新らしい社会組織を組立てることである。他の宗教には斯の如き理想がない。仏教は、成仏したらそれだけで、神の国と云ふやうな社会理想は、そこにはない。日本の神社仏閣には、或種類の社会性を帯びたものがあるが、明確な理想はない。

所が、イエスの宗教には、個人的理想と共に、『我等の父よ』と云ふ複数の方面がある。眞の宗教は、必ず、社会性を帯びる。今日の大問題は、社会の再建設である——どう云ふ理想国を建てるか——今日の問題のうち最大なものである。

今日迄の社会には、伝統的である外に、理想がなかった。それでそれが封建制であらうが、立憲制であらうが、持合せのまゝで満足してゐた。然し、時代は変わった。今日では、国家も、或る大きな高い理想のために、引きづられて行くやうになった。ワシントン会議を始め、近頃、開催される種々の国際会議は、必竟此事を指示するものに外ならぬ。

英國に於ける新らしい国家理想の如き其著しい例である。シドニー・ウェップは昨年（一九二一年）『社会主義的英國国家』と云ふ憲法を起草した。英國には古来不文の憲法があるに拘らず、彼は、それに満足せず、自分で好きな憲法をつくったのである。そして、其理想的憲法へ、英國が移るやうに彼は努めてゐるのである。尤も理想の高い社会組織を描き得る宗教が、尤も大きな宗教である⁽⁴⁾。」

「ヨハネの囚われた後、イエスは神の国の福音を宣伝へて、『時は、満たり、神の国は近づけり』と云われた。イエスの最初説かれたのは、神の国であった。イエスの宗教のごく深い処に、神の国と云ふ思想が流れてゐることを、何人も見遁すことは出来ない、『時は満たり』と云はれた意味は何であるか？

何故、イエス・キリストの時に始めて時が充ちたか？

世界史は、イエスの時をターニング・ポイント（転廻点）とする。何だか、イエスの時に世界史が二つに折れたやうな気がする。兎に角にも彼の出生を以て、世界の暦が変わったのである。イエスの来た時が、丁度、歴史の満潮で、それからは、退潮である一之は、どう云ふ意味であるか？

これは、イエス・キリストまでの凡ての社会組織は、来るべき神の国の準備であって、そして、イエスに依って、其の完成が図られたと云ふ意味である⁽⁵⁾。」

賀川豊彦は、イエス・キリストの宗教思想の根底には、神の国という社会理想が流れていること、そして、その社会理想が歴史における「転回点」としての役割を果たし、それによって、歴史の進む方向が変わるものとして、イエス・キリストの宗教を把握している。

この発想法は、マックス・ヴェーバーの「理念と利害」のテーゼにおける理念の果たす「転轍手」としての役割の捉え方と同じであると言えよう。

賀川豊彦におけるイエス・キリストの宗教理解のもう一つの特徴は、イエス・キリストの宗教を、単に個人の宗教としてのみ捉えるのではなく、神の国という社会的理想的を有し、社会性を帯びたものとして捉えている点にある。彼においては、個人の救いと社会全体の救いが切り離されてはおらず、一体のものであるとして捉えられているのである。彼のこの発想法は、カルヴァニズムにおける「愛によって働く信仰」、すなわち、「信仰と行為実践との一致」の思想に根を持ち、そこから出てきたものであると考えられるのである。

3、賀川豊彦の社会発展段階論と協同組合論

賀川は、経済行為の発展の歴史を、生理経済の時代・心理経済の時代・意識経済の時代の三段階に区分している。生理経済の時代は、衣食住の最低限のものが満たされる原始的な時代であり、感覚的心理経済の時代になると、目・耳・鼻・口等の感覚官能に関心が向かうようになる。更に、意識経済の時代に入ると、善や美や道徳、宗教等の意識に関心が広がってくる⁽⁶⁾。賀川の思考法の特徴の一つは、この人間の「意識性」を強調することにあるが、ヴェーバーにおいても、この思考法は、共通している。ヴェーバーでは、そ

の思考法は、行為と行動の区別に見られる。ヴェーバーは、このことについて、次のように述べている。

「『行為』とはここでは、行為者または諸行為者がそれに主観的な意味を結びつけるとき、かつその限りでの人間行動（それが外的または内的な行ないであっても、不作為または忍容であっても問題ではない）のことをいうべきである⁽⁷⁾。」

ここで、ヴェーバーは、人間行為の成立要件を、「主観的意味」と表現しているが、それは、「意識的」、「意図的」に対象に対することを指しているのである。

人間行為における「意識性」や「意図性」を強調する賀川やヴェーバーの思考法は、「意志の哲学」の系譜に属すると考えることができる。それは、アルトウル・ショウペンハウアーの哲学の流れを汲む発想である。

賀川は、この3段階の発展段階を説明するための基準になるものとして、7つの価値水準を挙げている。彼は、このことについて、次のように述べている。

「即ち生理的経済に於いては、生命保存の価値行動が、その基調をなして居る。

生命保存の欲望のために、衣食住の問題が現はれ、衛生設備が必要となり、戦争の危険を防ぐに各種の防備が企てられる。

こうした生命保全の価値行動から、筋肉労働の価値決定が為される。この生命価値と労働価値は、主として生理的エネルギーを基礎にして考えて差しつかえない。で、経済をこの二つの領域にのみ考えるならば、稍自然主義的に考える事もできる。勿論この二つの価値活動に於ても、心理的意識活動が大なる力を持てることを忘れてはならない。例へば、強制労働が、自由労働に比べて、その能率に於て三倍以上も違ふと云ふ事は誰しも認めている。然し私はその事をくわしくこゝでは論議しない。

感覚的本能経済に到って、初期の自足経済から稍進んだ交換経済に進み、人間技能の優劣は、自然界に於ける各種の変異差と相結んで、交換をやむなくせしむる。で、経済と云ふことは、殊んど交換を基礎にしてのみ考えられる様になって来た。

その上自然界には、成長の法則がある。一粒の麦が、収穫期に於ては、百五十粒に成長し、一番の鶏が一年間に百数十個の卵を生む。牛も馬も、羊も、山羊も、そして人間の人口迄も増加して行く。これは人間の勤労に依て更に倍加せられ、人間の互助組織に依って、質と量に於ける生産の増大が、拡げられて行く。

それに加えて、機械力の使用は、一八世紀迄は殆んど想像出来なかつた人間活動の能率を増大し、生産額を幾百倍、又幾千倍増す事になった。

変化の容易なる事と、成長の容易なる事が、資本主義文化の特色であった。然し、唯單に変化し成長しても、これを人間の個性から見た場合に、必ずしもその変化と成長が愉快でない場合がある。一人の芸術家は、交換市場に於ては、何等の価値もなく、又機械的生産の世界に於て、何の役にも立たない。彼に絵を描かせれば、人並み以上に優れてゐる。そこで第五の価値水準が現はれて来る。即ち、意識経済に於ける選択経済の出現である。こゝに於ては、技術選択、職業選択が能率経済を成立せしむるに至つた。生理的差等、感覺的差等、教育の差等、心理的差等が技術、職業、能率の上に著しき差等を出現し、近代都市に於ける職業経済をして一層複雑なるものにならしめた。

近代都市経済に於ける失業問題が、唯物論的社会主義に依てなかなか解決し得ないのは、近代文明に於ける、職業経済と云ふものが、唯物的に決定せられないで、心理的に決定せられてゐるからである。即ちこの心理的意識経済に、発達して来れば、古き時代の物品経済学は、何等役に立たない。況んや、この心理的職業経済を基礎にして発達した心理社会、法的社会経済 (Legislative Social Economy) は初期の物的経済学に於ては全く予期し得ないものである。今日の商法、手形法、銀行法、組合法、労働法、其他各種の社会的、経済的法律は、法律より生ずる利権を伴ひ、利権は社会意識を基礎にして発達し、こゝに、抽象的な利権経済が生れ出づる事になる。然し意識経済を取扱ふ者にとっては、この法的社会経済程大切なものはない。こゝに於て政治と経済が相結び、権力と価値行動とが複雑なる交渉を保つ様になる。

然し、法的社会経済は、人生目的を明確に意識する価値生活とは、平面が異なつてゐる。

目的価値の変化は文化の様式を変えて行く。或る時には、芸術が重んぜられる時があり、或時には智的に走る時代があり、又或る時には意志訓練を重視する倫理的時代がある。人間の注意と判断が、普遍的に焦点を持ち得ないために、文化に流行性が現はれて来る。これは宗教の発達に於ても同じ事が云へる。全人的に目覚める時には、その時代は非常に宗教的であり、然らざる場合に於ては、宗教的でなくなる。従ってその時代時代に於て、文化経済の型が異つてくる⁽⁸⁾。」

以上から明らかなように、賀川は、社会の段階的発展を説明するための枠組みとして、生命価値、労力価値、変化価値、成長価値、選択価値、法的価値、目的価値の七つの価値水準を挙げ、独創的な三段階の社会発展論を開拓しているのである。

賀川は、目的論的思考に立脚し、生命の方向には確固たる目的があると考え、生命が目的を志向することをはっきりと示すために、上述の7つの価値水準を提起しているのである。

賀川の目的論的思考は、以下の彼の文面によく示されている。

「生命の方向には、確乎たる目的性があるのである。盲目滅法な浮動迷動をしているのではないことが明らかにされつつある。生命には一定の段階があつてその法則に添うて進展していくのである。

即ち生命は、社会的合目的をもつてゐるのである。精神は、物が変化したのではないといふことである。精神はどこまでも精神で物とは別個である。心理性を無視して、経済完成はあり得ない⁽⁹⁾。」

賀川は、生産・消費・信用・販売・共済・利用・保険の7つの組合をあげ、この7つの組合によって、協同組合は完成されると考えている。この協同組合を完成すると共にこの中の、保険による社会保障法が法律によって確立され、相愛扶助の社会を建設することが、個人をも社会をも幸福にする道であると、賀川は確信しているのである。このことについて、彼は、次のように述べている。

「協同組合は、生産、消費、信用、販売、共済、利用、保険の七組合によって完成されるのである。この協同組合を完成すると共にこの中の、保険による社会保障法が法律によって確立され、相愛扶助の愛の社会を建設せねば個

人をも社会をも幸福にすることは出来ない。

人格的組織—即ち愛の組織、これは基督による贖罪愛、人の欠点をも許し、神を愛し隣人を愛する、キリストの如く全人類のために十字架上に自身を屠つた愛の模範を我々が実践する日に眞の社会は建設されるのである⁽¹⁰⁾。」

賀川は、先の目的論的思考から導き出した生命の7つの価値水準は、協同組合にも適用されるものであり、その対応関係は、次のようになっていると主張している。

即ち、保険組合が生命価値に、生産組合が労力価値と変化価値に、販売組合が成長価値に、共済組合が選択価値に、利用組合が法則価値に、消費組合が目的価値に対応しているのである⁽¹¹⁾。

賀川は、1844年12月21日にイギリスのロッヂデール市の織物職工達により設立されたロッヂデール組合の3原則に、運営上の4原則を加えて、彼の協同組合の7原則を定めている。それは、1、利益払い戻しの原則、2、持ち分制限の原則、3、出資額によらず、1人1票の投票権の原則というロッヂデールの原則に加え、4、市価主義、5、市場主義、6、現金主義、7、経理公開主義という運営上の4原則から構成されている。

1の利益払い戻しの原則とは、協同組合がその儲けた利益を購買高に応じて、組合員に按分比例で払い戻す制度である。賀川は、協同組合における利益払い戻しには、3種類があると考えている。それは、(1)個人に払い戻すもの、(2)団体に払い戻すもの、(3)一般社会に払い戻すものである。(1)は、購買高に応じて、組合員に按分比例で払い戻すやり方と、1869年にドイツ人のライファイゼンが行ったやり方、即ち、農村信用組合を組織し、その組織が得た利益を村の最も貧しい者に生業資金として無利子で貸し与えるやり方がある。(2)は、協同組合の維持運営等のために使うやり方であり、(3)は、学校建設の教育事業等に使って、利益を一般社会に還元するやり方である。1~3の原則により、独占権や富の集中の打破と富の搾取の克服が可能となったのである。4の市価主義とは、小売り商人と初めから激越な競争をしないために、あまり市価より安く売らないようにすることである。組合では、市価より幾分安い値段で物を売るのである。組合員さえ善ければ、他の小売り商人などはどうなってもよいという考え方は、協同組合の精神ではないの

である。利益払い戻しを受けるので小売り商人より安いに決まっているが無血革命を漸進的に進めるために穩当な手段を取るのである。5 の市場主義とは、配給機構ができるだけ簡単にして運営を行うことである。そのためには、例えば、デパートを作り、そこへ行って組合員が自分で買っていく方法が考えられる。6 の現金主義とは、仕入れの資金と、手持ち商品と、店で出し入れする現金と3重の金が組合を運営するためには必要であるが、現金があれば、資金が早くまわって充分な活動ができるからである。最後の7の経理公開主義は、協同組合の経営が透明性を必要とするからである。一組合員の要求によっては、いつでも経理の公開をしなければならないからである。経理の公開をすれば、資本主義的搾取の起る余裕が生じないからである。搾取はいつも秘密から発生するのである⁽¹²⁾。

以上のような理由に基づき、賀川は、協同組合の7原則を提起しているのである。

4、賀川豊彦の協同組合国家論

賀川は、資本主義は、人間を、前述の三段階のうちの最も本能的な時代に釘づけさせ、人間を人間として扱わず、人間を貨幣に換算してしまうと考えている。このことについて、賀川は、次のように述べている。

「しかし、資本主義の経済学は、これらの三段階に於て人間を最も本能的な時代に釘づけにせんとするものである。即ち人間を人間として取り扱って居るものでなく、凡ての価値を貨幣と称する唯一の根で解かんとするものである。」

資本主義の一次方程式は、凡てのものを平面にたたきつけて、芸術も、宗教も、道徳も、生命をも、貨幣によって換算しようとするものである⁽¹³⁾。」

賀川は、まず、自己の論を展開するに当たり、ギルド社会主義者の主張を紹介することから始めている。彼は、それを「国家組合」と「生産者議会の特徴」に分けて論じている。「国家組合」では、ギルド社会主義者の主張を、次のように纏めている。

「そして、この種の産業自治の主張と、生産者議会の要求はナショナル・ギルド即ち『国家組合』を主張する人々一或人は之をギルド・ソシアリズム

と云ふて居るが、ホブソン、コール、メラー、オレーチ、ラッセル、ベンチー等が今の所ではその主張者である。ホブソンは、マルクス的国家では、矢張り賃金制度が残る為めに、国家は矢張り一種の大資本家と変わるもので有つて、それで資本主義が無くなつたわけではなく、國家の圧政は永遠に連続すると云ふのである。それでコールはこの賃金制度を破壊して、社会連帯を以つて産業自治を実行するのみならず、今日の議会下院をして消費者を代表せしめ、生産者は新しく生産者議会を作れと云ふのである。之を哲学的に肯定するのが、新実在論の驍将ベルトルント・ラッセルである⁽¹⁴⁾。」

「生産者議会の特徴」では、ギルド社会主義に基づく議会の特色を、以下のように整理して論じている。

「即ち彼等はマルクスよりは資本公有、生産機関の社会化の根本分子を奪い来り、サンデカリズムよりは、労働階級の支配を採用し更に、この上に、賃金制度の破壊とギルドによる生産機関及び分配の支配権と之を総合したる生産議会を要求し、今日の如く権力的階級別による議会の組織を変更し、経済別によれる新しき議会組織を要求して居るのである。そして彼等は消費者側に圧制にならざる為めに消費者の議会を許容し、更にその上に今日の政府をそのままに残して人類の為めに生産者及消費者両者の幸福を思ふて政治を取らしめると云ふのである⁽¹⁵⁾。」

資本主義の問題点を克服するために、賀川は、ギルド社会主義に立脚して、「協同組合国家論」を提唱している。次に、それについて見てみよう。

賀川の提唱する「協同組合国家」では、議会は、「産業議会」と「社会議会」の二院制を取っている。産業議会は、「協同組合議会」と「労働組合議会」から構成されている。「協同組合議会」は、七つの組合系統が集合したものになっている。即ち、消費組合系統・利用組合系統・共済組合系統・信用組合系統・運輸及び販売組合系統・生産組合系統・衛生保険組合系統が、それである。

「労働組合議会」は、各種労働組合系統で構成されている。「産業議会」の根幹をなすのは、「協同組合議会」であるが、「協同組合議会」の決議だけでは、生産やその他の労働に従事している人々に、時によると不利益な条件が出てくることがあるので、「労働組合議会」を別に設けて労働者の権利を認めることが必要となってくる。別言するならば、協同組合が営利を離れた統制経済

の系統機関として組織される場合、消費者本位の傾向となり、時によると、労働者階級の労働条件、労働時間及び労働賃金等に対して考慮を払わないということが出てくるので、それを防止するために、「労働組合議会」が不可欠に要請されることになるのである。「産業議会」の議員は、系統的選挙法により選出される。即ち、「産業議会」の議員は、協同組合及び労働組合の各種系統機関から選挙により選出されるのである。

しかし、産業組合だけでは、宗教や思想・道徳・藝術・風俗・習慣・外交・結婚・軍事・警察・國家事業・國家予算について審議できないので、これを審議するため、「社会議会」を「産業議会」とは別に設ける必要がある。「社会議会」は、立法問題・司法問題・行政問題を審議する機関である。「社会議会」の議員は、協同組合及び労働組合の各種系統機関より、選挙により選出された者と、「産業議会」から推薦された有識者から構成されている。

議案は、「産業議会」で審議され議決されたものが、「社会議会」に送られて審議される場合と、「社会議会」で審議され議決されたものが、「産業議会」に送られて審議される場合とがある。それは、産業問題をただ産業問題としてのみ考えないで、宗教的、道徳的、その他対外的関係からも考え直す必要があるからである。それは、産業組織が極端に利己主義的な営利主義に陥る場合があるし、国内的には優れた決議であっても、対外的に見ると一国本意主義である場合もあるからである。それを調節するために、社会議会が必要なのである。「産業議会」における最大の問題は、資本主義により発達した膨大な生産組織を、どのようにして「組合管理」に移すかということにある。一つには、系統組合が団結して一つの連盟組織を作り、国家は、信用組合系統に国家が発行する兌換紙幣を無利子で融通し、主要産業を片端から買収していく方法がある。それができない場合には、個人の所有権だけを認めて、その管理権を組合が譲り受け、長期の年賦方法をとって、それを徐々に買収する方法もある。

国営的組合管理が組合国家の中心となった場合でも、発明、発見を通じての社会進歩を増進させる意味において、個人企業の存在の余地を残しておく必要がある。その企業が、富の集積をあまりにも著しく増大させた場合には、社会経済に害あるものとして、産業議会がこれを組合化することを決議し、

これを組合管理に移す手続きをとればよいのである。

「産業議会」及び「社会議会」は、特別の候補者を挙げて内閣組織者の名簿を作り、主権者に向かって、責任内閣を作り得るような方法を採らねばならない。内閣は、地方議会と連絡を取り、地方議会の選出した執行委員と相提携して産業民主主義を貫くようにしなければならない。この他に、国家の機関として、裁判所を別に設けることが必要となる⁽¹⁶⁾。

この「協同組合国家」の構想により、賀川は、労働における剩余価値の非搾取を実現し、少数者への資本の集積と集中を防止し、計画に基づく生産により、需要を超過する過剰生産を未然に防ぎ、不景気や恐慌が起こらないようにする仕組みを作り、大量の失業者が生み出されないようにする社会システムの構築を目指したのである。この社会システムは、労働者で代表される人間の「人格の自由と尊厳」及び「個人の自立」を守り抜くことを目的にしているのである。その実現のためには、労働組合の自由な活動や普通選挙権、議会主義、民主主義が不可欠の要件となるのである。この要件を具備することにより、自由でダイナミックな社会が可能となるからである。賀川は、家父長的権力者が上から施しを与える「臣民」状態を克服し、「自立した市民」を基盤とした「市民の政府」を目指していたのである。賀川は、「相互扶助」と「自助」の精神に基づいて作られた民間の「協同組合」や「労働組合」の代表者から成る生産議会と消費議会の両者の協力によって、「市民の政府」の実現を目指していたのである。

5、賀川豊彦の世界国家論

本章では、賀川が、グローバルな視野に立って、社会科学的思考を行っていたことを示すのが目的である。賀川のグローバルな社会科学的構想は、彼の世界国家論に典型的に表されている。従って、本章では、彼の世界国家論について論じることにする。

では、以下、彼の世界国家論について見てみよう。

彼は、先ずクロポトキンの『相互扶助論』やヘンリー・ドラモンドの『母性の進化』等を引用しながら、生存競争だけが唯一の生命進化の軌道ではなく、相互扶助もまた生命進化の軌道にあるとし、生存競争と相互扶助の両者

は生命の大道に併存しているのであり、愛の力こそは、生存競争よりも根強いものなのであることを強調している。彼は、次のように述べている。

「ウェルズは生存競争というものは、それほど甚だしいものではないといつてゐるが、実際、進化の歴史から見るとダーヴキンのいう優勝劣敗の原則は必ずしもあてはまらないで、母性の進化をもち、性の醇化したものがかえつて進化の速やかななる事実を、私たちはヘンリー・ドラモンドの『母性の進化』から学ぶのである。

また動物の中でも駒鳥の如き、みそさゞいの如き、或は蟻、猿、かに、馬の如き比較的の闘争力に乏しい動物が、相互扶助の風習をもつてゐるために生存をつづけているという事実を、私たちはクロポトキンの『相互扶助論』によって教えられる。その他、ファーブルやホイラーの書物を通して、私たちは小さい昆虫が、社会性をもつてゐるために意外に強い存在となつてゐる事実を、興味深く学ぶのである。つまり、社会性の進化した『友愛』をもつもの一言い換えれば、社会愛を把持したものが生存競争場裡に立つても、最も強者であるということを知るのである⁽¹⁷⁾。」

このように、彼は、相互扶助や愛こそが生物や生命の進化を根本において支えているものだと確信している。そうした認識に立って、世界国家の建設においても、この博愛精神を基盤に据えなければならないと主張している。博愛精神を具体化するものとして、世界国家においては、協同組合経済の原則を取り入れることを提案している。即ち、利益払い戻し・持ち分の制限・一国一票というロッヂデール協同組合によって作られた三原則を世界国家の原則とすることを提唱している。また、経済民主主義・社会民主主義・政治民主主義を基礎とすることも強調している。そのことについて、彼は、次のように述べている。

「世界国家の建設は、徹底的に博愛精神を基調とする必要がある。仮にも団体利己心や、階級的暴力組織を肯定し、思想の上に武力を持つていったり、真理の上に暴力の組織を加算するようなことがあつては、絶対に世界国家は成立しない。」

世界国家に於ては、国内組織が、あくまでも協同組合経済を根本にし、経済民主と社会民主と政治民主の三者を基礎とし、それが国外に於ても、貿易

に、外交に、国際裁判に、国際条約に反映し、利益払戻し、持分の制限、一国一票の自主制が認められなければならない⁽¹⁸⁾。」

国際連合には、大国の拒否権があり、また、第二次大戦の戦勝国であるアメリカ、イギリス、ロシア、フランス、中国の五カ国が安全保障のため警察隊をその手中におさめているなどの不公平のため、眞の世界平和のためには、国際連合は限界を持っている。このため、国際連合より更に徹底した組織として、世界国家を創設しようという運動が生まれてきた。この運動は、シカゴの近くのノースウエスタン大学の七名の学生によって始められたが、その後、その運動が各国で盛んに議論されるようになってきたのである。このように、先ず最初に、彼は、世界国家運動の出てきた背景説明を行っている⁽¹⁹⁾。次に、そこで、話し合わされた世界国家の運営案について、以下のように述べている。

「運営についていろいろな意見が出ているが、人民の間から人工百万について一人宛の人民代表を選挙して世界連邦議会を組織し、さらに六十五の国家から出した代表者達をもつて上院を組織する。そして世界九地区で八十一名の常任委員を選出し各界の名士を十八名これに加えて九十九名の人々によって世界国家が運営されるというのが大体の構想である。

現在の独立国家は、その独立をつづけはするが、憲法を修正しその主権の一部を制限し、世界国家の有する警察によって、世界の安寧秩序を維持するようとする。今年の九月にルクセンブルクで準備委員会を開いていろいろ準備をとゝのえ、一九五〇年に人民代表会議を開催して、仮憲法を決定する。その後、各国に働きかけ、独立国六十五中過半数の三十三ヶ国が賛成すれば、一九五五年に世界国家の創設を実現しようという案をすゝめている⁽²⁰⁾。」

賀川は、この運動に呼応して、「世界連邦政府」の必要性を強調している。その本質は、経済的に互助友愛を基調とする協同組合組織を政治的に拡張したものであると説いている。彼は、以下のように述べている。

「世界連邦組織はその目的に添うた究極の目標である。その本質は経済的に互助友愛を基調とする協同組合組織を政治的に拡張しただけのことである。それは武力を根本とする今日の国家主権の一部を削って、人類連帶意識を根底とする互助組織を世界に押し広めんとするものである。家庭、種族、民族間に、戦争が忌避される今日、思想の相違や主義主張の差の故をもつて、戦

争することは馬鹿氣たことである。協同組合が、資本主義的搾取から人類社会を解放し得るとすれば、『世界連邦政府』の社会意識的発見も戦争を無用にする發明であるといわねばならぬ⁽²¹⁾。」

この世界連邦政府構想が実現すれば、戦争の主要な五原因が除去され、戦争は防止されると、賀川は考えている。五原因のことごとくが、経済問題に発しているのである。彼は、戦争の五原因について、次のように述べている。

「今日、戦争の主なる原因となるものが五つある。その第一は人口過剰問題、第二は船艦建造や食料等の諸原料の需要問題、第三は負債や貸付、クレジット等を含む国際金融問題であり、第四は貿易政策の撞着、即ち関税の協定問題等であり、第五は運輸関係問題である。これら五つの重要な原因是、その悉くが経済問題に発している⁽²²⁾。」

世界を滅亡させることができる核兵器を手にしている今日、人類が世界国家を建設することは急務であるが、その実現のための策として、賀川は、ヨーロッパの世界連邦主義者の意見を紹介している。それは、現今の国連を進化させて世界国家に移行させるという案である。この案について、彼は、次のように述べている。

「ヨーロッパの世界連邦主義者は、この世界国家について現今の国連を進化させるとよいという案を持っている。そして次の四点を世界国家組織の基礎条件として採択した。

- 一、国連総会を世界国家会議とする。
- 二、国連安全保障理事会を世界国家の内閣とする。
- 三、ヘーグの国際裁判所は今日国際紛争に対して勧告しかなし得ないが、これを恒久的かつ絶対的な世界法廷とする。
- 四、国連軍を世界国家の下にある新しい恒久的警察組織として再編する。

この警察軍は世界裁判所の判決が執行されるようにする。現今の国連軍は各国家所管の軍隊であるのに反して、世界国家警察軍は各国において警察軍に自主的に応募する人員をもつて構成されるようとする。

これらの四ヶ条の提案は、ヨーロッパの十四ヶ国の代表によって成るヨーロッパ連邦議会で採択されたのである⁽²³⁾。」

ここで提案されている世界警察軍の構想に対して、賀川は、一方で、賛意

を表明しつつも、他方で、この世界警察軍が如何なる侵略または征服戦争にも使用されはならないという意見を述べている。

国連から移行する世界国家の議会は、どのように構成されるのだろうか。一院制にするのか。それとも、二院制にするのか。各国からの代議員数は大勢にするのか。それとも少数にするのか。

彼は、代議員数については、適当な代議員数にするには、五百万に一人の代表にすることを提案している。世界議会を二院制にする場合には、国連議会に当たる国家単位の代表を上院に集め、世界一般大衆からそれぞれ異なる民族人種の代表を下院に集めることを提唱している。それによって、グループの不満を阻止し、また際限ない討論を上院でまとめることができると述べている。下院もしくは人民総会の議長は、国連総会が今日実施している如く異なる民族から選出する。そして、一つの民族から他の人種へと力の均衡を図るために持ち回りにするのが良いと述べている。世界国家における内閣が行政の実行部門となる。国連の安全保障理事会をこれに充当するという意見があるが、賀川は、下院議員が、異なる民族人種を代表する一般人民からの選出者である以上、この中からも内閣に参与するのが望ましいと述べている。また、この他に、世界の経済について、共存共栄の立場で話し合う「協同組合的世界経済同盟」の構想を提起している。

その三原則は、以下の通りである。

- 一、共同互恵の精神
- 二、権利及び機会の均等
- 三、搾取主義の排除（利益払い戻し）

この世界会議には、以下のような三種類の会議がある。

- 一、品目別国際経済会議
- 二、地帶的経済会議
 - (a) 一国対一国会議
 - (b) 一国対数ヶ国会議
 - (c) 数ヶ国会議
 - (d) 局地会議
 - (e) 地帶会議

三、世界総合経済会議

このうち、地帶会議は、太平洋地帶・汎米（南北アメリカを含む）地帶・歐州地帶・近東地帶・アフリカ地帶の五つに分けて行われる。

品目別国際経済会議には、次の七つの分科会を設ける。

一、「生命」維持に関する経済会議

この会議では、人口問題・土地問題・日用必需品の問題を扱う。

二、「力」に関する国際経済会議

この会議では、労力・動力・機械力・原子力及び化学的エネルギー・ガソリンや石炭等の動力に必要なもの・一般生産力に関する話を話し合う。

三、交易、交通、通信委員会

四、金融及び資源国際会議

五、技術国際委員会

六、利益に関する経済会議

租借地、水利権、関税、市場権、保険契約等の国際利権問題を協同組合精神で解決する。

七、経済文化会議

移民と本国民の融和問題、離婚、結婚、私生児、言語、国際互助組合、国際的社会事業（地震、洪水、戦争、飢饉、疾病等による災厄の国際的救済事業）、留学生の生活保障、国際親善に要する経済的資源、世界平和について話し合いを行う⁽²⁴⁾。

賀川は、この世界国家論の構想を通じて、「世界協同組合国家」を提唱し、「万人は一人のために、一人は万人のために」という理念の実現を目指し、「世界市民」たらんと欲したのであった。

6、結び —賀川豊彦の思想の現代的展開—

ところで、この課題は、現代では、どのように継承されているのだろうか。その一例として、横田克巳等を指導者とした神奈川県の「生活クラブ生協」の試みを挙げることができる。「生活クラブ生協」では、「主婦層」がその活動の中心的担い手である。その運動は、牛乳を生産者から直接買い取り、それを班別に共同購入し、班ごとに個人個人に分配することにより、流通経路

を通じた中間搾取を防ぎ、安全で安い牛乳を購入することから開始された。それは、世田谷区の主婦達の試みであったが、それは、その後、神奈川県へと広がっていった。その運動は、主婦の経験を生かし、高齢者に対する介護・食事・洗濯・掃除等のサービスを提供する「福祉クラブ生協」へと発展していった。「自主管理運営」を行うその組織では、組合員である主婦は、自分たちの労働を提供する「労働者」であると共にその組織の「共同所有者」でもある。「福祉クラブ生協」は、地域の中での「相互扶助」を目指す「組織的運動」なのである。現在は、福祉サービスを提供している組合員である自分たちも、いつかは「高齢者」となり、「福祉サービス」を受ける側となる。地域にこの「相互扶助の精神」を根付かせていくことが、この運動にとって眼目となる目標なのである。これが根付けば、自分たちが、高齢者になったとき、福祉サービスを自分たちの地域で受けることができる。しかも、「営利」を目指す民間の福祉会社よりも安い価格で、このサービスを受けることができる。自分達のこの福祉サービス運動は、いつかは、自分たちのためになるのである。「情けは人のためならず。」なのである。「生協」であるので、「利益払い戻しの原則」により、得られた利益は、利用組合員や地域のために還元されるのである。「搾取」はされないのである。「生活クラブ生協」から「福祉クラブ生協」へと発展していったこの運動では、剩余金を使って、文化事業も行い、利用者や地域に還元しているのである。横田克巳は、こうした運動により、やがてそこから、「自立した市民」が形成され、それが基盤となって、「市民の政府」が誕生することを展望している⁽²⁵⁾。主婦層を中心であったこの運動も、共稼ぎの人達が増えると共に壁にぶつかることになった。また、自分たちが回り持ち等で購入品の分配を担当する班別共同購入を嫌がり、個人購入を望む人達も増え、班編制が困難になってきている。もう一つの例は、東京都世田谷区上北沢にある賀川によって創立された日本基督教団松沢教会の教員によって運営されている松沢生活協同組合である。松沢生協は、貸しビル業で挙げた利潤を、教会施設を利用した地域の高齢者のためのケア活動等の「福祉事業」や教会施設でのチャリティコンサート等の「文化事業」を使って、その利益を地域に還元するという形で、利益払い戻しの原則を貫いている。この事業や地域の民生委員活動や松沢区民セン

ター委員活動等を通じて、松沢教会は、地域の隣人に奉仕する「コミュニティ・チャーチ」、教会員だけの教会ではなく、地域に開かれた「オープン・チャーチ」を目指して進んできているのである。賀川が、地域の困窮している人々の友として、彼らと共に生き、具体的に地域の人々に下座奉仕をしたように、松沢教会も、この賀川精神を、「オープン・チャーチ」、「コミュニティ・チャーチ」という形で継承しようとしているのである。高齢化社会の到来が間近に予想される今日、今後、日本全国の各地域において、「相互扶助精神」に基づく「生協」の運動や地域に奉仕するボランティア活動が展開することが必要である。この「相互扶助精神」が日本全国の各地域に根付くことによって、来るべき高齢化社会に、安上がりで質の高い福祉サービスを享受することが可能となる。また、こうした草の根の運動を通じて、「自立した市民精神」が形成され、そこから、生活者の立場を政治に反映させる「市民の政府」が生まれる可能も出てくるであろう。

こうした国内的課題と共に、国際的な課題への取り組みも行われている。松沢教会では、社会活動委員会を中心となり、アジアの留学生に対して農林業の技術研修を行っているアジア学院への支援活動やハンセン病の国際的支援活動を行っている。賀川が切り開き推進してきたこうした国際的支援活動も、21世紀の今日に即した形で継承発展を遂げてきているのである。

註

- (1) 日本基督改革派教会大会出版委員会編、『ウエストミンスター信仰基準』、新教出版社、2005年、39–40頁。
- (2) 『前掲書』、43頁。
- (3) 賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第1巻、「イエスの宗教とその真理」、キリスト新聞社、昭和48年、135–136頁参照。雨宮栄一、『青春の賀川豊彦』、新教出版社、2003年、127–133頁参照。林 啓介、『時代を超えた思想家—賀川豊彦』、賀川豊彦記念・鳴門友愛会、平成14年、42–56頁参照。
- (4) 賀川豊彦、『前掲書』、第1巻、300–301頁。
- (5) 賀川豊彦、『前掲書』、第1巻、301–302頁。
- (6) 賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第11巻、「新協同組合要論」、487–488頁、499頁参照。
- (7) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Verlag von J.C.B.Mohr, 1972, besorgt von J. Winckelmann, S.1. マックス・ウェーバー、『社会学の基礎概念』、阿閉吉

- 男・内藤莞爾訳、角川書店、1969年、7頁。
- (8) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「キリスト教兄弟愛と経済改造」、175-176頁。
- (9) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、490頁。
- (10) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、493頁。
- (11) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、490頁。
- (12) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、506-510頁参照。
- (13) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、500頁。
- (14) 賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第10巻、「労働者崇拝論」、9頁、「社会病理」、196頁。
- (15) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「労働者崇拝論」、15-16頁。
- (16) 賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「キリスト教兄弟愛と経済改造」、210-219頁。
- (17) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、319頁。
- (18) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、296頁。
- (19) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、344頁。
- (20) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、344-345頁。
- (21) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、366頁。
- (22) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、371頁。
- (23) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、446-447頁。
- (24) 賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、448-449頁、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、516-517頁。
- (25) 横田克巳、『愚かな国の、しなやかな市民—女性たちが拓いた多様な挑戦—』、「神奈川ネットワーク運動のめざすもの」、ほんの木、2002年、114-168頁。

参考文献

- 日本基督改革派教会大会出版委員会編、『ウエストミンスター信仰基準』、新教出版社、2005年。
- マックス・ヴェーバー、『宗教社会学論選』、大塚久雄・生松敬三訳、みすず書房、1974年。
- マックス・ヴェーバー、『社会学の基礎概念』、阿閉吉男・内藤莞爾訳、角川書店、1969年。
- 中村貞二、『マックス・ヴェーバー研究』、未来社、1999年。
- 賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第1巻、キリスト新聞社、昭和48年。
- 賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第10巻、キリスト新聞社、1982年。
- 賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第11巻、キリスト新聞社、1982年。
- 隅谷三喜男、『賀川豊彦』、日本基督教団出版部、1966年。
- 武藤富男、『評伝 賀川豊彦』、キリスト新聞社、1981年。

黒田四郎、『私の賀川豊彦研究』、キリスト新聞社、1984年。

賀川豊彦記念講座委員会編、『賀川豊彦から見た現代』、教文館、1999年。

林 啓介、『時代を超えた思想家—賀川豊彦』、賀川豊彦記念・鳴門友愛会、平成14年。

雨宮栄一、『青春の賀川豊彦』、新教出版社、2003年。

雨宮栄一、『貧しい人々と賀川豊彦』、新教出版社、2005年。

岩見 尚、『第四世代の協同組合論—理論と方法—』、論創社、2002年。

相馬健次、『戦後日本生活協同組合論史』、日本経済評論社、2002年。

横田克巳、『愚かな国の、しなやかな市民—女性たちが拓いた多様な挑戦—』、ほんの木、2002年。

日本キリスト教団松沢教会 70周年記念誌編集委員会編、『松沢教会と私—創立70周年を迎えて—』、日本キリスト教団松沢教会、2002年。

Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I*, Verlag von J.C.B.Mohr, 1920.

Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Verlag von J.C.B.Mohr, besorgt von J.Winckelmann, 1972.